

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第1編 総則】

素案頁	修正後	修正前
1-2	<p><b>第1章 計画の基本方針</b> <b>第3節 計画の基本方針</b> (略)</p> <p>○地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により防災力の向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者、避難支援等関係者などの参画を拡大し、男女共同参画や性的マイノリティその他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。なお、避難支援等関係者とは、一人で避難することのできない高齢者や障害者と日常から関わる者で、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、地域に根差した幅広い団体等のことをいう。</p> <p>○令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>○複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備えた対策を推進する。</p>	<p><b>第1章 計画の基本方針</b> <b>第3節 計画の基本方針</b> (略)</p> <p>○地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により防災力の向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者、避難支援等関係者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。なお、避難支援等関係者とは、一人で避難することのできない高齢者や障害者と日常から関わる者で、消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、地域に根差した幅広い団体等のことをいう。</p>
1-3	<p><b>第2章 計画の目標</b> <b>第2節 災害に備えた体制の確立</b> (略)</p> <p>○町は、自らの対処能力が不足した場合、県、防災関係機関、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に基づく体制整備に努めるとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。</p> <p>○町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。</p>	<p><b>第2章 計画の目標</b> <b>第2節 災害に備えた体制の確立</b> (略)</p>
1-4	<p><b>第2章 計画の目標</b> <b>第3節 住民の防災行動力の向上</b> (略)</p> <p>○町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。</p>	<p><b>第2章 計画の目標</b> <b>第3節 住民の防災行動力の向上</b> (略)</p>
1-9	<p><b>第3章 町域の概況</b> <b>第2節 社会的条件</b> <b>第1 人口</b></p> <p>本町の人口は、令和2年の国勢調査では、人口27,587人、世帯数10,891世帯で、一世帯当たり人口は2.5人、人口密度は1,933.2人/km<sup>2</sup>である。</p> <p>昭和22年斑鳩町誕生当時10,870人であった人口は、昭和35年頃から大規模な団地造成が始まったことにより昭和55年頃まで急激に増え続け、平成12年まで微増傾向で推移していたが、その後は微減傾向で推移している。</p> <p>総人口における65歳以上の人口は昭和50年に8.2%に達し、以来高齢化は急速に進み、令和2年では30.4%(8,393人)の比率を占めている。</p>	<p><b>第3章 町域の概況</b> <b>第2節 社会的条件</b> <b>第1 人口</b></p> <p>本町の人口は、平成27年の国勢調査では、人口27,303人、世帯数10,330世帯で、一世帯当たり人口は2.6人、人口密度は1,913.3人/km<sup>2</sup>である。</p> <p>昭和22年斑鳩町誕生当時10,870人であった人口は、昭和35年頃から大規模な団地造成が始まったことにより昭和55年頃まで急激に増え続け、平成12年まで微増傾向で推移していたが、その後は微減傾向で推移している。</p> <p>総人口における65歳以上の人口は昭和50年に8.2%に達し、以来高齢化は急速に進み、平成27年では28.8%(7,875人)の比率を占めている。</p>
1-15～ 1-23	<p><b>第5章 防災関係機関の業務の大綱</b> <b>第1節 地方公共団体の業務</b></p>	<p><b>第5章 防災関係機関の業務の大綱</b> <b>第1節 地方公共団体の業務</b></p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第1編 総則】

素案頁	修正後	修正前
	<p>第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務</p> <p>※県計画に準じて修正</p>	<p>第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務</p>
1-21	<p>第5章 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務</p> <p>第3 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>日本通運株式会社（奈良事業所）</p> <p>関西電力送配電株式会社（奈良支社）</p>	<p>第5章 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務</p> <p>第3 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>日本通運株式会社（玉寺営業所）</p> <p>関西電力株式会社（奈良支社）</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

素案頁	修正後	修正前
2-1	<p><b>第2編 災害予防対策</b>  <b>第1章 災害に強いまちづくり</b>  <b>第1節 まちの防災機能強化</b>  <b>第1 市街地の整備</b>            1 市街地の整備            (略)</p> <p>(2) 防災ブロックの強化            都市の防災性強化を図るため、市街地状況を考慮しつつ、必要に応じて都市防災構造化推進事業等を活用し、道路、河川など延焼遮断帯をネットワーク上に配置した市街地のブロック化に努める。</p> <p><u>各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。</u>            (略)</p> <p>(4) <u>空家等の状況の確認</u>            二次災害の防止等のため、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p>	<p><b>第2編 災害予防対策</b>  <b>第1章 災害に強いまちづくり</b>  <b>第1節 まちの防災機能強化</b>  <b>第1 市街地の整備</b>            1 市街地の整備            (略)</p> <p>(2) 防災ブロックの強化            都市の防災性強化を図るため、市街地状況を考慮しつつ、必要に応じて都市防災構造化推進事業等を活用し、道路、河川など延焼遮断帯をネットワーク上に配置した市街地のブロック化に努める。</p>
2-4	<p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b>  <b>第1節 まちの防災機能強化</b>  <b>第3 土木構造物の耐震対策</b>            (略)</p> <p>5 ため池施設            ため池による災害を防止するため、老朽化が予想される<u>防災重点農業用ため池の堤防等の劣化状況や耐震性を調査し、緊急性の高い危険箇所から必要な対策を講じるとともに、構造物の耐震性を向上するよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。また、国・県の補助等による補強事業の推進を図る。</u></p>	<p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b>  <b>第1節 まちの防災機能強化</b>  <b>第3 土木構造物の耐震対策</b>            (略)</p> <p>5 ため池施設            ため池による災害を防止するため、老朽化が予想されるため池の堤防等を調査し、緊急性の高い危険箇所から必要な対策を講じるとともに、構造物の耐震性を向上するよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。また、国・県の補助等による補強事業の推進を図る。</p>
2-5	<p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b>  <b>第1節 まちの防災機能強化</b>  <b>第4 ライフライン施設の災害対応力の強化</b>            3 電力供給施設            電力供給事業者は、災害による被害を最小限に抑え、電力の安定供給を図るため、<u>防災業務計画を策定し、実施する。</u></p>	<p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b>  <b>第1節 まちの防災機能強化</b>  <b>第4 ライフライン施設の災害対応力の強化</b>            3 電力供給施設            電力供給事業者は、災害による被害を最小限に抑え、電力の安定供給を図るため、<del>災害予防</del><u>防災</u>計画を策定し、実施する。</p>
2-6	<p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b>  <b>第1節 まちの防災機能強化</b>            (略)</p> <p><b>第7 地籍調査の実施</b>  <u>町は、地籍調査を実施することにより、災害が発生した場合にも土地の境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速に取りかかることが可能となる。</u></p>	<p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b>  <b>第1節 まちの防災機能強化</b>            (略)</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

素案頁	修正後	修正前
2-7	<p>第1章 災害に強いまちづくり 第2節 建築物等の安全対策の推進 第1 建築物等の耐震対策 1 公共建築物の耐震診断・改修の促進 (略) (3) 非構造部材の耐震対策 <u>町の所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。</u></p>	<p>第1章 災害に強いまちづくり 第2節 建築物等の安全対策の推進 第1 建築物等の耐震対策 1 公共建築物の耐震診断・改修の促進 (略)</p>
2-10	<p>第1章 災害に強いまちづくり 第4節 風水害予防対策の推進 第1 河川・水路の改修 1 水害の防止 (略) (2) 町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調節池、治水緑地、<u>多目的遊水池</u>などの整備を促進する。 (3) 町が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備を進める。</p>	<p>第1章 災害に強いまちづくり 第4節 風水害予防対策の推進 第1 河川・水路の改修 1 水害の防止 (略) (2) 町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調節池、治水緑地、<del>多目的遊水池</del>などの整備を促進する。 (3) 町が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備に努める。</p>
2-12	<p>第1章 災害に強いまちづくり 第4節 風水害予防対策の推進 第2 水害防止対策 2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 (略) (5) 町は、上記ウにより町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者が作成した避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言等を行う。</p>	<p>第1章 災害に強いまちづくり 第4節 風水害予防対策の推進 第2 水害防止対策 2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 (略)</p>
2-13	<p>第1章 災害に強いまちづくり 第4節 風水害予防対策の推進 第3 農地・ため池防災対策 2 老朽ため池 (1) ため池整備事業の実施 ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、<u>防災重点農業用ため池</u>を中心に、改修補強工事を実施する。 (2) ため池の防災対策等推進事業の実施 堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤体の安全性に対する耐震調査や<u>ため池ハザードマップ</u>を公表しており、引き続き、ため池防災対策等推進事業を実施する。</p>	<p>第1章 災害に強いまちづくり 第4節 風水害予防対策の推進 第3 農地・ため池防災対策 2 老朽ため池 (1) ため池整備事業の実施 ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、<del>防災上重要な</del>ため池を中心に、改修補強工事を実施する。 (2) ため池の防災対策等推進事業の実施 堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤体の安全性に対する耐震調査や<del>ハザードマップ</del>の作成等、ため池防災対策等推進事業を実施する。</p>
2-16	<p>第1章 災害に強いまちづくり 第5節 地盤災害予防対策の推進 第3 総合的な土砂災害防止対策 2 土砂災害危険箇所の周知と防災意識の啓発 町は、土砂災害危険箇所（土石流危険箇所、急傾斜地方会危険箇所）<u>並びに指定緊急避難場所、指定避難所等を記載したハザードマップの配布等により周知を行うとともに、土砂災害防止に関する知識の周知、防災意識の普及・啓発に努める。</u></p>	<p>第1章 災害に強いまちづくり 第5節 地盤災害予防対策の推進 第3 総合的な土砂災害防止対策 2 土砂災害危険箇所の周知と防災意識の啓発 町は、土砂災害危険箇所（土石流危険箇所、急傾斜地方会危険箇所）<del>の</del>周知を行うとともに、土砂災害防止に関する知識の周知、防災意識の普及・啓発に努める。</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

素案頁	修正後	修正前
2-16	<p><b>3 要配慮者に対する防災体制の確立</b></p> <p>(1) 要配慮者は、自力で避難することが一般的に困難であることから、早めの避難が必要となるため、町は、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難に関する情報などを、要配慮者関連施設や在宅要配慮者に提供するための情報の伝達方法を定めるとともに警戒避難体制の確立を支援する。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施する。</p> <p>(3) 町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成した避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言等を行う。</p>	<p><b>3 要配慮者に対する防災体制の確立</b></p> <p>配慮者は、自力で避難することが一般的に困難であることから、早めの避難が必要となるため、町は、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難に関する情報などを、要配慮者関連施設や在宅要配慮者に提供するための情報の伝達方法を定めるとともに警戒避難体制の確立を支援する。</p>
2-17	<p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第5節 地盤災害予防対策の推進</b></p> <p><b>第6 宅地防災対策</b></p> <p>近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、町及び県は、より一層「宅地造成及び特定盛土等規制法」及び「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定制度を活用し、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減、防止し、住民の安全確保を図る。</p> <p>なお、本町の宅地造成等工事規制区域（盛土規制法第10条）指定は630haとなっている。</p> <p><b>1 造成行為の指導</b></p> <p>(1) 宅地造成等工事規制区域内において、宅地造成に関する技術基準に適合するよう、開発事業者に対する指導や必要に応じた監督処分を県に対して要請する。</p>	<p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第5節 地盤災害予防対策の推進</b></p> <p><b>第6 宅地防災対策</b></p> <p>近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、町及び県は、より一層「宅地造成等規制法」及び「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定制度を活用し、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減、防止し、住民の安全確保を図る。</p> <p>なお、本町の宅地造成等工事規制区域（宅地造成等規制法第3条）指定は630haとなっている。</p> <p><b>1 造成行為の指導</b></p> <p>(1) 宅地造成等工事規制区域内において、宅地造成に関する技術基準に適合するよう、開発事業者に対する指導や必要に応じた監督処分を県に対して要請する。</p>
2-21	<p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第7節 廃棄物処理対策の推進</b></p> <p><b>1 災害廃棄物処理計画による体制整備</b></p> <p>災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、斑鳩町災害廃棄物処理計画の見直しを行い、県との連携による処理体制の構築に努める。</p>	<p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第7節 廃棄物処理対策の推進</b></p> <p><b>1 災害廃棄物処理計画による体制整備</b></p> <p>災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定を見直しを行い、県との連携による処理体制の構築に努める。</p>
2-24	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b></p> <p><b>第1節 総合防災体制の整備</b></p> <p><b>第1 関係機関等との連携体制の整備</b></p> <p><b>3 自治体相互の応援体制の確立</b></p> <p>近隣自治体や斑鳩町と同時被災の可能性が低い遠方の自治体との防災協定を締結し、災害時の応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施するための体制確立を図る。</p> <p>本町では、大阪府太子町、兵庫県太子町、長野県飯島町、和歌山県上富田町、滋賀県愛荘町、京都府与謝野町、三重県伊賀市と災害時等相互応援協定を締結しており、応援を受けた場合の宿泊場所、執務場所、駐車場等についてあらかじめ計画作成をしておくものとし、必要な事務手続き等がスムーズに行えるように定期的に訓練を実施する。</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b></p> <p><b>第1節 総合防災体制の整備</b></p> <p><b>第1 関係機関等との連携体制の整備</b></p> <p><b>3 自治体相互の応援体制の確立</b></p> <p>近隣自治体や斑鳩町と同時被災の可能性が低い遠方の自治体との防災協定を締結し、災害時の応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施するための体制確立を図る。</p> <p>本町では、大阪府太子町、兵庫県太子町、長野県飯島町、和歌山県上富田町、滋賀県愛荘町、京都府与謝野町と災害時等相互応援協定を締結しており、応援を受けた場合の宿泊場所、執務場所、駐車場等についてあらかじめ計画作成をしておくものとし、必要な事務手続き等がスムーズに行えるように定期的に訓練を実施する。</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

素案頁	修正後	修正前
2-25	<p><b>第2章 防災訓練の実施</b></p> <p>1 実施する訓練内容</p> <p>(1) 防災総合訓練</p> <p>関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策等が円滑に実施できるよう、防災関係機関及び地元自主防災組織と共に住民の参加を得て、避難救助訓練、組織動員訓練、消防訓練、ライフライン対応訓練、緊急輸送訓練、炊き出し訓練、緊急地震速報対応等の各種訓練項目を総合した防災訓練を実施する。</p>	<p><b>第2章 防災訓練の実施</b></p> <p>1 実施する訓練内容</p> <p>(1) 防災総合訓練</p> <p>関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策等が円滑に実施できるよう、防災関係機関及び自主防災組織等住民の参加を得て、避難救助訓練、組織動員訓練、消防訓練、ライフライン対応訓練、緊急輸送訓練、炊き出し訓練、緊急地震速報対応等の各種訓練項目を総合した防災訓練を実施する。</p>
2-27	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b></p> <p><b>第1節 総合的防災体制の整備</b></p> <p><b>第3 人材の育成・確保</b></p> <p>2 災害応急活動体制の検討</p> <p>災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改訂等を踏まえ、「斑鳩町職員初動マニュアル」の見直しを図り、災害応急活動体制の強化に努める。</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b></p> <p><b>第1節 総合的防災体制の整備</b></p> <p><b>第3 人材の育成・確保</b></p> <p>2 災害応急活動体制の検討</p> <p>災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改訂等を踏まえ、「斑鳩町職員防災マニュアル」の策定に努める。</p>
2-28	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b></p> <p><b>第1節 総合的防災体制の整備</b></p> <p><b>第4 防災中枢機能等の確保・充実</b></p> <p>2 防災中枢施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 電源・機材・備蓄の確保</p> <p>防災中枢機能を維持するため、機器類・備品・備蓄等の整備・拡充を図るとともに、中長期の停電に備えた非常用電源設備（自家発電設備、外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用等）の確保等の整備を図る。</p> <p>(4) データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の強化</p> <p>復旧に必要な各種データを整備、保管するとともに、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の構築、耐震補強、落下転倒の防止を図る。</p> <p>(5) 災害応急対策活動に従事する町職員用物資の備蓄</p> <p>大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する町職員の食糧、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、町の災害応急対策活動を維持するため災害応急対策活動に従事する町職員用の物資の備蓄を推進する。</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b></p> <p><b>第1節 総合的防災体制の整備</b></p> <p><b>第4 防災中枢機能等の確保・充実</b></p> <p>2 防災中枢施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 電源・機材・備蓄の確保</p> <p>防災中枢機能を維持するため、機器類・備品・備蓄等の整備・拡充を図るとともに、中長期の停電に備えた非常用電源設備（自家発電設備等）の確保等の整備を図る。</p> <p>(4) データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の強化</p> <p>復旧に必要な各種データを整備、保管するとともに、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の構築、耐震補強、落下転倒の防止を図る。</p>
2-31	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b></p> <p><b>第2節 情報収集伝達体制の整備</b></p> <p><b>第1 情報収集伝達体制の強化</b></p> <p>2 勤務時間外の情報伝達体制</p> <p>勤務時間外において県から防災情報の連絡があった場合、または災害発見者からの通報があったときは、当直者は次のところへ連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の場合</p> <p>町長、副町長、教育長、会計管理者、総務部長、<u>住民生活部長</u>、<u>住民生活次長</u>、都市建設部長、<u>教育次長</u>、消防団長、議会事務局長、各課長</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b></p> <p><b>第2節 情報収集伝達体制の整備</b></p> <p><b>第1 情報収集伝達体制の強化</b></p> <p>2 勤務時間外の情報伝達体制</p> <p>勤務時間外において県から防災情報の連絡があった場合、または災害発見者からの通報があったときは、当直者は次のところへ連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の場合</p> <p>町長、副町長、教育長、会計管理者、総務部長、<del>健康福祉部長</del>、<del>生活環境部長</del>、都市建設部長、消防団長、議会事務局長、各課長</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

素案頁	修正後	修正前
2-32	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第2節 情報収集伝達体制の整備</b>  <b>第4 通信手段の整備</b>  <b>1 通信系の確保</b>  (略)</p> <p>(3) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）と防災行政無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。</p> <p>(4) 災害情報共有システム（L - A L E R T）等を通じて、災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、これらの情報を住民へ速やかに周知する。</p> <p>(5) 住民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第2節 情報収集伝達体制の整備</b>  <b>第4 通信手段の整備</b>  <b>1 通信系の確保</b>  (略)</p> <p>(3) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と防災行政無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。</p>
2-33	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第2節 情報収集伝達体制の整備</b>  <b>第4 通信手段の整備</b>  <b>3 無線通信施設の整備・拡充</b>  災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うために、無線通信施設の整備・拡充及び伝達体制の整備を行う。</p> <p>(1) 防災行政無線整備  情報連絡体制の充実に向けて、防災行政無線の整備推進に努める。</p> <p>ア 同報系システムの整備に努める。  イ 移動系システムについては、現在は携帯54台を維持する。  ウ 避難所用携帯20台</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第2節 情報収集伝達体制の整備</b>  <b>第4 通信手段の整備</b>  <b>3 無線通信施設の整備・拡充</b>  災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うために、無線通信施設の整備・拡充及び伝達体制の整備を行う。</p> <p>(1) 防災行政無線整備  情報連絡体制の充実に向けて、防災行政無線の整備推進に努める。</p> <p>ア 同報系システムの整備に努める。  イ 移動系システムについては、現在は車載24台、携帯10台を維持する。  ウ 避難所用携帯24台</p>
2-33	<p><b>4 災害時優先電話の整備</b>  町<del>の</del>加入電話が災害時優先措置されるよう西日本電信電話株式会社に申請し、災害時優先電話の整備を推進する。</p>	
2-33	<p><b>5 特設公衆電話（事前設置）の整備</b>  災害時に、指定避難所等からの情報伝達手段として、西日本電信電話株式会社が設置する災害時優先電話の機能を有した特設公衆電話（事前設置）の整備を進める。</p>	
2-41	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第5節 応急医療体制の整備</b>  <b>第1 初期医療体制の整備</b>  <b>2 医師会等との協力体制の確立</b>  一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、斑鳩町安堵町医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。</p> <p>また、県及び医療関係機関等に対して派遣を要請した保健医療活動チーム（医療救護班、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等）や医療ボランティア等の円滑な受け入れ及び医療救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第5節 応急医療体制の整備</b>  <b>第1 初期医療体制の整備</b>  <b>2 医師会等との協力体制の確立</b>  一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、斑鳩町医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。</p> <p>また、県及び医療関係機関等に対して派遣を要請した<del>医療救護班</del>災害派遣医療チーム（DMA T）や医療ボランティア等の円滑な受け入れ及び医療救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

素案頁	修正後	修正前
2-48	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第8節 避難収容体制の確立</b>  <b>第1 避難地（指定緊急避難場所）、避難路の選定</b>            1 避難地            （略）            （7）留意事項  <u>ア 避難地から避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民に対して制度の趣旨と避難地等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。</u>  <u>イ 避難地は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、避難地と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第8節 避難収容体制の確立</b>  <b>第1 避難地（指定緊急避難場所）、避難路の選定</b>            1 避難地            （略）            （7）留意事項            避難地から避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民に対して制度の趣旨と避難地等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。</p>
2-52	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第8節 避難収容体制の確立</b>  <b>第3 避難所（指定避難所）の選定、整備</b>            4 避難所の管理・運営体制の整備            （略）            （2）住民等による避難所の運営体制の整備            地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。  <u>また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。</u>            （3）避難所開設・運営訓練の実施            地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。  <u>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u>            県は、技術的助言など町の訓練の実施を支援する。            （4）感染症対策の強化  <u>感染症対策のため、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係機関が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</u>            （5）ホームレスの受入れ  <u>避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。</u></p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第8節 避難収容体制の確立</b>  <b>第3 避難所（指定避難所）の選定、整備</b>            4 避難所の管理・運営体制の整備            （略）            （2）住民等による避難所の運営体制の整備            地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。            （3）避難所開設・運営訓練の実施            地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。            県は、技術的助言など町の訓練の実施を支援する。</p>
2-52	<p>5 避難所生活長期化に対応した環境整備            （略）            （4）持病の悪化や感染症の拡大を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。また、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な場合には、ホテル、旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</u></p>	<p>5 避難所生活長期化に対応した環境整備            （略）            （4）持病の悪化や<del>インフルエンザ等集団感染</del>を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。</p>



斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

素案頁	修正後	修正前
2-53	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第8節 避難収容体制の確立</b>  <b>第4 避難誘導体制の整備</b>                  2 避難誘導体制                  (2) 高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握に努める。関係者との情報の共有については、避難行動要支援者の情報提供の同意の有無を尊重しながら、共有に努める。また、要配慮者への対応を強化するため、<u>情報伝達体制及び避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</u></p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第8節 避難収容体制の確立</b>  <b>第4 避難誘導体制の整備</b>                  2 避難誘導体制                  (2) 高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握に努める。関係者との情報の共有については、避難行動要支援者の情報提供の同意の有無を尊重しながら、共有に努める。また、要配慮者への対応を強化するため、<u>情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</u></p>
2-53	<p>7 在宅被災者等への支援体制の整備                  ア <u>在宅被災者等が食糧・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。</u>                  イ <u>新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</u></p>	<p>7 在宅被災者等への支援体制の整備                  在宅被災者等が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。</p>
2-53～ 2-54	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第8節 避難収容体制の確立</b>  <b>第4 避難誘導体制の整備</b>                  災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。                  特に、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、住民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第8節 避難収容体制の確立</b>  <b>第4 避難誘導体制の整備</b>                  災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。</p>
2-54	<p>2 避難誘導体制                  (1) 災害事象の特性など収集できる情報を踏まえつつ、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考としながら、避難すべき区域や判断基準、伝達方法等を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成し、住民への周知に努める。また、町は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。                  (略)                  (6) <u>避難指示等の発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、避難行動を促す伝達方法の構築に努める。</u>                  (7) <u>避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努める。そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて避難指示等を発令できるよう準備する。</u></p>	<p>2 避難誘導体制                  (1) 災害事象の特性など収集できる情報を踏まえつつ、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考としながら、避難すべき区域や判断基準、伝達方法等を明確にした「<del>避難勧告</del>避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成し、住民への周知に努める。</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

素案頁	修正後	修正前
2-54	<p><b>3 住民への情報伝達手段の確保</b>  <u>発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、町は、確実に住民に情報が伝達できるよう、以下に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。</u>  <u>その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。</u>  <u>(1) 町防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）</u>  <u>(2) 災害情報共有システム（Lアラート）</u>  <u>(3) 緊急速報メール、防災情報メール、エリアメール</u>  <u>(4) SNS</u>  <u>(5) 広報車、消防団による広報</u>  <u>(6) 電話、ファクシミリ</u>  <u>(7) 消防団、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）</u></p>	
2-54	<p><b>4 住民への周知及び啓発</b>  <u>(1) 災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発する。</u>  <u>(2) ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定められるよう、町、消防団、自主防災組織等の連携体制の強化に努める。</u>  <u>(3) 避難は必ずしも避難地や避難所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては避難地等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、町は、安全な場所にいる人まで避難地に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知する。</u>  <u>(4) 町は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。</u></p>	
2-56	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第9節 孤立集落対策</b>            災害時、孤立する可能性のある集落の実態を把握し、事前対策を講じるとともに、救援対策の充実、孤立時の自立性、持続性を高める。  <u>住民は、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努める。</u></p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第9節 孤立集落対策</b>            災害時、孤立する可能性のある集落の実態を把握し、事前対策を講じるとともに、救援対策の充実、孤立時の自立性、持続性を高める。</p>
2-58	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第11節 受援体制の整備</b>  <b>第1 防災関係機関の相互応援体制の整備</b>            2 友好都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第11節 受援体制の整備</b>  <b>第1 防災関係機関の相互応援体制の整備</b>            2 友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

素案頁	修正後	修正前
2-58	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第11節 受援体制の整備</b>  災害が発生し、町だけでは救援措置等の実施が困難な場合に、他市町村、県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。</p> <p><b>第1 防災関係機関の相互応援体制の整備</b>  1 災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備し、実効性の確保に留意する。  2 友好都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。  3 被災情報の整理、支援物資の管理・輸送など民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結するよう努める。</p> <p><b>第2 応援受入体制の整備</b>  1 あらかじめ災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。  2 迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。</p> <p><b>第3 ボランティア等の活動体制</b>  第2編第3章第6節「ボランティア活動支援環境の整備」に準じる。</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b></p>
2-59	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第12節 緊急物資確保供給体制の整備</b>  災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食糧、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、外部支援の時期や孤立のおそれがある地域など地域特性等を踏まえながら「食糧品等の物資の調達及び供給計画」を策定し、その計画に基づき確保体制の整備に努める。  また、住民は「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食糧及び飲料水と最低限の生活用品等を非常時に速やかに持ち出しができる状態で準備するよう努める。</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第11節 緊急物資確保供給体制の整備</b>  災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、外部支援の時期や孤立のおそれがある地域など地域特性等を踏まえながら「食料品等の物資の調達及び供給計画」を策定し、その計画に基づき確保体制の整備に努める。  また、住民は「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、<del>3日間</del>の食料及び飲料水と最低限の生活用品等を非常時に速やかに持ち出しができる状態で準備するよう努める。</p>
2-60	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第12節 緊急物資確保供給体制の整備</b>  <b>第3 食糧及び生活必需品の確保</b>  重要物資の備蓄に努めるとともに、その他の物資の確保体制を整備する。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第11節 緊急物資確保供給体制の整備</b>  <b>第3 食料及び生活必需品の確保</b>  重要物資の備蓄に努めるとともに、その他の物資の確保体制を整備する。</p>
2-61	<p><b>3 備蓄・供給体制の整備</b>  （略）  （4）救援物資集積拠点の選定  ア 災害時に物資の受け入れ、一時保管及び各地域への配送を効果的かつ効率的に行うため、救援物資集積拠点を選定する。  イ 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ救援物資集積拠点の登録に努め、国、県との情報共有を図る。</p>	<p><b>3 備蓄・供給体制の整備</b>  （略）  （4）救援物資集積拠点の選定  災害時に物資の受け入れ、一時保管及び各地域への配送を効果的かつ効率的に行うため、救援物資集積拠点を選定する。</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

素案頁	修正後	修正前
2-62	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第12節 緊急物資確保供給体制の整備</b>  <b>第6 食糧等の備蓄率の向上</b></p> <p><u>住民による食糧等の備蓄率は、防災意識向上及び町による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、町は積極的に災害時の物資確保に努める。</u></p> <p>町は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第11節 緊急物資確保供給体制の整備</b>  <b>第6 食料等の備蓄率の向上</b></p> <p>町は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。</p>
2-68	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第14節 交通確保体制の整備</b>  <b>第2 道路施設（町、県、奈良国道事務所）</b></p> <p>道路施設管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。</p> <p>また、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、平常時より道路管理者、医療機関及び消防機関など関係機関相互の連携強化を図る。</p> <p><u>なお、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう関係機関が相互に連携し、支援体制の構築に努める。</u></p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第13節 交通確保体制の整備</b>  <b>第2 道路施設（町、県、奈良国道事務所）</b></p> <p>道路施設管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。</p> <p>また、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、平常時より道路管理者、医療機関及び消防機関など関係機関相互の連携強化を図る。</p>
2-70	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第16節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進</b>  <b>5 対象事業</b>  (略)</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは児童心理治療施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（同条第7項に規定する生活介護又は同条第13項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築</p>	<p><b>第2章 災害に備えた防災体制の確立</b>  <b>第15節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進</b>  <b>5 対象事業</b>  (略)</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（同条第7項に規定する生活介護又は同条第13項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

素案頁	修正後	修正前
2-72	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b>  <b>第1節 防災意識の高揚</b>  <b>第1 防災知識の普及啓発</b>  <b>1 普及啓発の内容</b>  (1) 災害の知識  ア 災害の態様や危険性  イ 各関係機関の防災体制及び講じる内容  ウ 住民、事業者それぞれの役割  エ 地域の危険場所  オ 過去の主な災害事例及びその教訓  カ 気象知識  キ <u>頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性</u>  ク <u>自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること</u>  ケ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u>  コ <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p>	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b>  <b>第1節 防災意識の高揚</b>  <b>第1 防災知識の普及啓発</b>  <b>1 普及啓発の内容</b>  (1) 災害の知識  ア 災害の態様や危険性  イ 各関係機関の防災体制及び講じる内容  ウ 住民、事業者それぞれの役割  エ 地域の危険場所  オ 過去の主な災害事例及びその教訓</p>
2-72	<p>(2) 災害への備え  ア <u>最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食糧、携帯トイレ、トイレトーパー及び生活必需品の備蓄（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）</u>  イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備  ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策  エ <u>避難地、避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難先、避難経路及び家族との連絡方法等の確認</u>  オ 気象予警報等の種類と対策  カ 自主防災組織活動、防災訓練などへの参加  キ <u>避難指示等の発令基準、緊急地震速報の受信及び対応など避難に関する知識、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方</u>  ク 自動車へのこまめな満タン給油  ケ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備  コ <u>生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入等）</u></p>	<p>(2) 災害への備え  ア <del>3日分</del>の飲料水、<del>食料</del>、携帯トイレ、トイレトーパー及び生活必需品の備蓄  イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備  ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策  エ <del>避難地・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認</del>  オ 気象予警報等の種類と対策  カ 自主防災組織活動、防災訓練などへの参加  キ <del>避難勧告</del>等の発令基準、緊急地震速報の受信及び対応など避難に関する知識</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

2-77	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b>  <b>第2節 自主防災体制の整備</b>  <b>第1 自主防災組織の育成</b>  <b>3 自主防災組織の活動</b>  (1) 防災計画  自主防災組織は、災害予防及び減災に向けて的確に活動できるよう、あらかじめ下記事項を記載した防災計画を定める。  (略)  <u>ケ タイムラインの作成に関すること。</u>  <b>コ その他自主的な防災に関すること。</b></p>	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b>  <b>第2節 自主防災体制の整備</b>  <b>第1 自主防災組織の育成</b>  <b>3 自主防災組織の活動</b>  (1) 防災計画  自主防災組織は、災害予防及び減災に向けて的確に活動できるよう、あらかじめ下記事項を記載した防災計画を定める。  (略)  <b>ク その他自主的な防災に関すること。</b></p>
2-78	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b>  <b>第2節 自主防災体制の整備</b>  <b>第1 自主防災組織の育成</b>  <b>3 自主防災組織の活動</b>  (略)  (3) 災害発生時の活動  ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止  イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・医療救護所への搬送  ウ 地域住民の安否確認  エ 正しい情報の収集、伝達  オ <u>避難誘導、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘</u>  カ 避難所の運営、避難生活の指導  キ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分  <b>ク 災害ボランティア受入れの調整、被害が大きい近隣地域への応援</b></p>	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b>  <b>第2節 自主防災体制の整備</b>  <b>第1 自主防災組織の育成</b>  <b>3 自主防災組織の活動</b>  (略)  (3) 災害発生時の活動  ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止  イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・医療救護所への搬送  ウ 地域住民の安否確認  エ 正しい情報の収集、伝達  オ 避難誘導  カ 避難所の運営、避難生活の指導  キ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分  <b>ク 災害ボランティア受入れの調整、被害が大きい近隣地域への応援</b></p>
2-79	<p><b>4 自主防災組織への支援・育成</b>  (2) 技術的指導等の組織育成  (略)  <b>ク 自主防災組織同士のネットワーク構築及び推進の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）等</b></p>	<p><b>4 自主防災組織への支援・育成</b>  (2) 技術的指導等の組織育成  (略)  <b>ク 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）等</b></p>
2-80	<p><b>第3 救助・初期消火活動の支援</b>  地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、防災教育や訓練を実施するとともに、小学校、中学校、消防団詰所など必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。  また、初期消火活動に活用できるよう、地域の实情に応じて消火用資機材の配置を推進し、<u>消火訓練の機会を増やす。</u></p>	<p><b>第3 救助・初期消火活動の支援</b>  地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、防災教育や訓練を実施するとともに、小学校、中学校、消防団詰所など必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。  また、初期消火活動に活用できるよう、地域の实情に応じて消火用資機材の配置に努める。</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第2編 災害予防対策】

<p>2-82～ 2-83</p>	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b> <b>第3節 要配慮者の安全確保</b> <b>第2 避難行動要支援者名簿の作成</b> <b>2 個別避難計画の作成</b> <u>(1) 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進める。</u> <u>(2) 名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。</u> <u>(3) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</u></p>	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b> <b>第3節 要配慮者の安全確保</b> <b>第2 避難行動要支援者名簿の作成</b></p>
<p>2-84</p>	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b> <b>第3節 要配慮者の安全確保</b> <b>第3 地域における支援体制のネットワークづくり</b> <b>5 福祉避難所対策</b> <u>(1) 福祉避難所の整備(略)</u> イ 福祉避難所となる施設においては、福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保等のバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。特に、<u>医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p>	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b> <b>第3節 要配慮者の安全確保</b> <b>第3 地域における支援体制のネットワークづくり</b> <b>5 福祉避難所対策</b> <u>(1) 福祉避難所の整備(略)</u> イ 福祉避難所となる施設においては、福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保等のバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。</p>
<p>2-86</p>	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b> <b>第4節 帰宅困難者対策</b> <b>第2 普及啓発</b> <u>(1) 町民に対し、地震、大規模水害や台風等の発生時には徒歩での帰宅が避けられなくなること、そのための携帯ラジオや地図等の準備等日ごろからの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。</u> <u>(2) 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための水、食糧、毛布などの備蓄啓発を行う。その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。</u> <u>(3) 客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。</u> <u>(4) 台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、町は、交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。</u></p>	<p><b>第3章 地域防災力の向上</b> <b>第4節 帰宅困難者対策</b> <b>第2 普及啓発</b> <u>(1) 町民に対し、地震発生時には徒歩での帰宅が避けられなくなること、そのための携帯ラジオや地図等の準備等日ごろからの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。</u> <u>(2) 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための水、食料、毛布などの備蓄啓発を行う。</u> <u>(3) 客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。</u></p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第3編 地震災害応急対策】

素案頁	修正後	修正前
3-1	<p><b>第3編 地震災害応急対策</b>  <b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第1節 組織体制</b>  <b>第3 活動体制の確立</b>  1 震度の判定  震度は気象庁が発表する斑鳩町の震度（斑鳩町の震度が発表されない場合は近隣市町村の震度）及び県防災情報システムによる震度情報によるものとする。  勤務時間外においては、職員が自らテレビ・ラジオ等によって上記の震度情報を収集する。</p>	<p><b>第3編 地震災害応急対策</b>  <b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第1節 組織体制</b>  <b>第3 活動体制の確立</b>  1 震度の判定  震度は気象庁が発表する斑鳩町の震度（斑鳩町の震度が発表されない場合は近隣市町村の震度）及び奈良県防災行政通信ネットワークシステムによる震度情報によるものとする。  勤務時間外においては、職員が自らテレビ・ラジオ等によって上記の震度情報を収集する。</p>
3-2	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第1節 組織体制</b>  <b>第4 地震災害警戒体制</b>  1 設置基準  （1）町域で震度4を観測した場合（自動設置）</p>	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第1節 組織体制</b>  <b>第4 地震災害警戒体制</b>  1 設置基準  （1）町域で震度4を観測した場合（自動設置）  <del>（2）南海トラフ地震等の「警戒宣言」が発令され、かなりの被害が予想されるとき</del>  <del>（3）その他、町長が必要と認めた場合</del></p>
3-7	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第1節 組織体制</b>  <b>第5 災害対策本部の設置</b>  <b>【災害対策本部組織図】</b>  部会  本部長（町長）  副本部長（副町長）  副本部長（教育長）   総務部長  住民生活部長  住民生活部次長  都市建設部長  会計管理者  教育次長  消防団長</p>	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第1節 組織体制</b>  <b>第5 災害対策本部の設置</b>  <b>【災害対策本部組織図】</b>  部会  本部長（町長）  副本部長（副町長）  副本部長（教育長）  <del>教育長</del>  総務部長  住民生活部長  住民生活部次長  都市建設部長  会計管理者  教育次長  消防団長</p>
3-7	<p>事業部 庶務班 都市創生課</p>	<p>事業部 庶務班 都市創生課  <del>上下水道課</del></p>
3-7～ 3-10	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第1節 組織体制</b>  <b>第5 災害対策本部の設置</b>  <b>【災害対策本部組織図】</b>  <b>【各部の事務分掌】</b>  ※町の最新の組織機構に基づき修正</p>	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第1節 組織体制</b>  <b>第5 災害対策本部の設置</b>  <b>【災害対策本部組織図】</b>  <b>【各部の事務分掌】</b></p>
3-8	<p><b>【事務分掌】</b>  総務部 総務班 班 長：<u>安全安心課長</u>  副班長：<u>総務課長</u>  副班長：<u>議会事務局長</u></p>	<p><b>【事務分掌】</b>  総務部 総務班 班 長：<del>総務課長</del>  副班長：<u>議会事務局長</u></p>



斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第3編 地震災害応急対策】

3-17	<p>第1章 初動期の応急活動 第3節 情報の収集・伝達 第1 地震情報等の収集・伝達 2 情報の受理、伝達 (1) 各機関の受理、伝達 気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。 県からは、県防災行政無線等により、町、広域消防組合、関係機関へ情報が送られる。 町その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに町防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。<u>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</u></p>	<p>第1章 初動期の応急活動 第3節 情報の収集・伝達 第1 地震情報等の収集・伝達 2 情報の受理、伝達 (1) 各機関の受理、伝達 気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。 県からは、県防災行政無線等により、町、広域消防組合、関係機関へ情報が送られる。 町その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに<del>町</del>町防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。</p>
3-17	<p>(2) 伝達系統図 【地震情報等の関係機関への伝達経路】 ※県計画に準じて修正</p>	<p>(2) 伝達系統図 【地震情報等の関係機関への伝達経路】</p>
3-18	<p>第1章 初動期の応急活動 第3節 情報の収集・伝達 第2 情報の収集・伝達系統 1 情報の収集・伝達手段 (1) 防災行政無線 (2) 有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ、<u>緊急速報メール、防災情報メール、インターネット、SNS等の通信手段</u> (3) バイク、自転車を用いた伝令</p>	<p>第1章 初動期の応急活動 第3節 情報の収集・伝達 第2 情報の収集・伝達系統 1 情報の収集・伝達手段 (1) 防災行政無線 (2) 有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段 (3) バイク、自転車を用いた伝令</p>
3-21～ 3-23	<p>4 り災状況、被害金額の把握 【被害状況等報告基準】 ※県計画に準じて修正</p>	<p>4 り災状況、被害金額の把握 【被害状況等報告基準】</p>
3-25	<p>第1章 初動期の応急活動 第3節 情報の収集・伝達 第5 被害状況等の集約・整理等 4 住民の迅速な安否確認と支援情報等の提供 (1) 住民の安否確認・情報提供 <u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う</u> <u>また、災害発生後、町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集伝達や住民への支援・サービス情報を確実に伝達する。</u></p>	<p>第1章 初動期の応急活動 第3節 情報の収集・伝達 第5 被害状況等の集約・整理等 4 住民の迅速な安否確認と支援情報等の提供 (1) 住民の安否確認・情報提供  災害発生後、町外へ避難した者を含め、<del>町民</del>住民の安否確認情報の収集伝達や<del>町民</del>住民への支援・サービス情報を確実に伝達する。</p>
3-26	<p>第1章 初動期の応急活動 第3節 情報の収集・伝達 第6 県及び国への報告 2 報告基準 ア <u>即報基準</u> (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。 (イ) 町が災害対策本部を設置したもの。 (ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので1の府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの <u>(エ) 地震が発生し、町の区域内で震度5弱以上を記録したもの。</u></p>	<p>第1章 初動期の応急活動 第3節 情報の収集・伝達 第6 県及び国への報告 2 報告基準 ア <u>一般基準</u> (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。 (イ) 町が災害対策本部を設置したもの。 (ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので1の府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの <del>(エ) 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。</del></p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第3編 地震災害応急対策】

	<p>(オ) 地震が発生し、<u>人的被害又は住家被害を生じたもの。</u></p> <p>(カ) <u>報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</u></p>	<p><del>(オ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。</del></p> <p><del>(カ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)から(オ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。</del></p> <p>(キ) 地震が発生し、<u>区域内で震度4以上を記録したもの。</u></p> <p>(ク) <del>その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。</del></p>
3-27	<p><b>3 報告区分及び要領</b></p> <p>(1) 災害概況即報（早期災害報告様式）</p> <p><u>「即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。</u></p> <p><u>また、「直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告する。</u></p>	<p><b>3 報告区分及び要領</b></p> <p>(1) 災害概況即報（早期災害報告様式）</p> <p><del>県防災行政無線等を利用し、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合及び災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば地震時の第1報で死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）には「災害概況即報（別紙様式）」により概況が判明するに従い随時報告する。</del></p> <p><del>第1報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で記載して報告する。</del></p> <p><del>また、県地域防災計画による「直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接消防庁に対しても報告する。</del></p> <p><del>人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。</del></p> <p><del>震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。</del></p>
3-27	<p>(2) 被害状況即報</p> <p><u>「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。</u></p> <p><u>ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。</u></p>	<p>(2) 被害状況即報</p> <p><del>災害による被害を覚知したとき、または被害状況に大きな変化があったときは、直ちに「被害状況即報（第1号様式）」により第1報を報告し、以後判明したのから逐次県防災行政無線等により報告する。ただし、知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。</del></p> <p><del>震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。</del></p>
3-50	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b></p> <p><b>第7節 消火・救助・救急活動</b></p> <p><b>第3 救助・救急活動</b></p> <p><b>2 町及び住民</b></p> <p>(2) 救助活動</p> <p>ア <u>自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。</u></p> <p>イ 町は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。</p> <p>ウ 町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。</p>	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b></p> <p><b>第7節 消火・救助・救急活動</b></p> <p><b>第3 救助・救急活動</b></p> <p><b>2 町及び住民</b></p> <p>(2) 救助活動</p> <p>ア 町は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。</p> <p>イ 町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。</p>
3-53	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b></p> <p><b>第8節 医療救護活動</b></p> <p><b>第2 医療対策</b></p> <p><b>1 医療の確保</b></p> <p>(2) 医療救護班の編成・派遣（略）</p> <p>イ 派遣要請</p> <p>医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に<u>保健医療活動チーム</u>の派遣を要請する。</p> <p><u>保健医療活動チームの中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。</u></p>	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b></p> <p><b>第8節 医療救護活動</b></p> <p><b>第2 医療対策</b></p> <p><b>1 医療の確保</b></p> <p>(2) 医療救護班の編成・派遣（略）</p> <p>イ 派遣要請</p> <p>医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に<u>緊急医療班</u>の派遣を要請する。</p> <p><u>緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害</u></p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第3編 地震災害応急対策】

<p>3-56</p>	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第9節 応急避難</b>  <b>第1 避難指示等の実施</b></p> <p>町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。</p> <p>その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに住民に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</p> <p>なお、知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施することができる。</p> <p><b>1 実施機関</b>          ※県計画に準じて修正</p>	<p>派遣医療チーム（DMAT）を含む。</p> <p><b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第9節 応急避難</b>  <b>第1 避難の勧告等の実施</b></p> <p>町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。</p> <p>なお、知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施することができる。</p> <p><b>1 実施機関</b></p>																				
<p>3-58</p>	<p><b>2 避難指示、緊急安全確保の実施要領</b></p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、<u>避難指示、緊急安全確保</u>を発令し、住民への周知を徹底する。</p> <p>(1) <u>避難指示</u></p> <table border="1" data-bbox="371 945 1498 1493"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 及 び 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条 件</td> <td>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> </tr> <tr> <td>伝 達 内 容</td> <td>避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、<u>その他必要事項</u></td> </tr> <tr> <td>伝 達 方 法</td> <td>広報車による伝達、<u>県防災情報システム</u>、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、<u>SNS</u>、<u>災害情報共有システム（L-ALEERT）</u>、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。</td> </tr> <tr> <td>留 意 事 項</td> <td>・<u>避難指示</u>実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する。                  ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。                  ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条 件	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、 <u>その他必要事項</u>	伝 達 方 法	広報車による伝達、 <u>県防災情報システム</u> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、 <u>SNS</u> 、 <u>災害情報共有システム（L-ALEERT）</u> 、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。	留 意 事 項	・ <u>避難指示</u> 実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する。 ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。 ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。	<p><b>2 <del>避難の勧告又は避難指示（緊急）</del>の実施要領</b></p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、<del>避難の勧告及び避難指示（緊急）</del>を発令し、住民への周知を徹底する。</p> <p>(1) <u>避難勧告</u></p> <table border="1" data-bbox="1617 945 2745 1493"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 及 び 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条 件</td> <td>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> </tr> <tr> <td>伝 達 内 容</td> <td>避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項</td> </tr> <tr> <td>伝 達 方 法</td> <td>広報車による伝達、<del>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</del>、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。</td> </tr> <tr> <td>留 意 事 項</td> <td>・<u>避難勧告</u>実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する。                  ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。                  ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条 件	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項	伝 達 方 法	広報車による伝達、 <del>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</del> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。	留 意 事 項	・ <u>避難勧告</u> 実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する。 ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。 ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。
区 分	基 準 及 び 方 法																					
条 件	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況																					
伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、 <u>その他必要事項</u>																					
伝 達 方 法	広報車による伝達、 <u>県防災情報システム</u> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、 <u>SNS</u> 、 <u>災害情報共有システム（L-ALEERT）</u> 、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。																					
留 意 事 項	・ <u>避難指示</u> 実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する。 ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。 ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。																					
区 分	基 準 及 び 方 法																					
条 件	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況																					
伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項																					
伝 達 方 法	広報車による伝達、 <del>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</del> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。																					
留 意 事 項	・ <u>避難勧告</u> 実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する。 ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。 ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。																					

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第3編 地震災害応急対策】

3-58	(2) 緊急安全確保	区分	基準及び方法	3-58	(2) <del>避難指示(緊急)</del>	区分	基準及び方法
	条件	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況	条件		・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況		
	伝達内容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項	伝達内容		避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項		
	伝達方法	テレビ放送、ラジオ放送、 <u>県防災情報システム</u> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、FAX、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）、SNS、災害情報共有システム（L-ALERT）等を併用する。	伝達方法		テレビ放送、ラジオ放送、 <del>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</del> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、FAX、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。		
留意事項	・緊急安全確保実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。 ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める	留意事項	・ <del>避難指示(緊急)</del> 実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。 ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める				
3-62	第1章 初動期の応急活動 第9節 応急避難 第4 避難所の開設等 (略) <u>(4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u>	第1章 初動期の応急活動 第9節 応急避難 第4 避難所の開設等 (略)	第1章 初動期の応急活動 第9節 応急避難 第4 避難所の開設等 (略)				
3-74	第1章 初動期の応急活動 第11節 緊急輸送活動・交通規制 第5 交通規制等 11 積雪に伴う大規模な立ち往生に対する措置 <u>積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、関係機関が相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。</u>	第1章 初動期の応急活動 第11節 緊急輸送活動・交通規制 第5 交通規制等	第1章 初動期の応急活動 第11節 緊急輸送活動・交通規制 第5 交通規制等				
3-77	第1章 初動期の応急活動 第12節 避難所の開設・運営 第2 避難所の管理・運営 3 ボランティアの役割 <u>町は、避難所の避難者数や避難者のニーズ等の情報を提供し、避難所の運営支援のためボランティアの派遣を求めるなど、災害ボランティアセンターと連携して避難所の運営にあたる。</u> ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。	第1章 初動期の応急活動 第12節 避難所の開設・運営 第2 避難所の管理・運営 3 ボランティアの役割	ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。				
3-78	4 避難所の管理・運営の留意点 <u>(6) 避難所運営の留意事項</u> <u>避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。</u> <u>なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行う。</u>	4 避難所の管理・運営の留意点	4 避難所の管理・運営の留意点				

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第3編 地震災害応急対策】

	<p>ア 避難者による自主的な運営</p> <p>イ 避難所の運営における女性の参画</p> <p>ウ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮</p> <p>エ 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ</p> <p>オ 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する</p> <p>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</p> <p>キ 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ</p>	
3-78	<p>(7) 感染症対策</p> <p>ア 避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。 また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。</p> <p>イ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p>	
3-78	<p>(8) 熱中症対策</p> <p>気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。</p>	
3-78	<p>(9) 防犯対策</p> <p>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。</p>	
3-78	<p>(10) 保健衛生管理</p> <p>ア 仮設トイレの速やかな設置に努める。</p> <p>イ 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。</p> <p>ウ 保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、心の健康に関する相談を実施する。</p>	
3-78	<p>(11) 入浴施設の設置</p> <p>入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。</p>	
3-78	<p>※性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。</p>	
3-79	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b> <b>第12節 避難所の開設・運営</b> <b>第5 車中泊者への対応</b></p> <p>町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。</p> <p>(1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）</p> <p>(2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食糧数の把握等（車中泊者等の避難者名</p>	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b> <b>第12節 避難所の開設・運営</b></p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第3編 地震災害応急対策】

	<p>簿への登録)</p> <p>(3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨</p>	
3-79	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第12節 避難所の開設・運営</b>  <b>第6 広域一時滞在</b></p> <p>町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、<u>県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を要請する。</u></p>	<p><b>第1章 初動期の応急活動</b>  <b>第12節 避難所の開設・運営</b>  <del>第6 広域一時滞在</del></p> <p>町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、<del>必要に応じて県に広域一時滞在に関する支援を要請するものとする。</del></p>
3-84	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第2節 緊急物資の供給</b>  <b>第3 給水活動</b>  <b>3 広報</b></p> <p>総務部情報財政班は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。</p> <p>(1) 手段</p> <p>ア 広報車  イ 広報紙  ウ マスコミ (テレビ、新聞、ラジオ等)  エ 自治会  オ インターネット、SNS  カ 防災情報メール</p>	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第2節 緊急物資の供給</b>  <b>第3 給水活動</b>  <b>3 広報</b></p> <p>総務部情報財政班は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。</p> <p>(1) 手段</p> <p>ア 広報車  イ 広報紙  ウ マスコミ (テレビ、新聞、ラジオ等)  エ 自治会  オ インターネット</p>
3-92	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第4節 要配慮者等の支援対策</b>  <b>第1 要配慮者の被災状況の把握等</b>  <b>1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握</b></p> <p>(1) 町は、災害発生直後には、<u>避難支援等関係者</u>、地域住民、ボランティア等の協力を得て、速やかに在宅要配慮高齢者、<u>障害者</u>、その他の要配慮者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p><u>その際、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、避難行動要支援者避難支援計画 (全体計画及び個別計画) に基づき、避難誘導を行う。なお、名簿の取扱い及び関係機関との情報共有にあたっては、個人情報への配慮に十分留意する。</u></p> <p>また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。</p>	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第4節 要配慮者等の支援対策</b>  <b>第1 要配慮者の被災状況の把握等</b>  <b>1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握</b></p> <p>(1) 町は、災害発生直後には、<del>民生児童委員、斑鳩町社会福祉協議会</del>、地域住民、ボランティア等の協力を得て、速やかに在宅要配慮高齢者、<del>障がい者</del>、その他の要配慮者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。</p>
3-93	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第4節 要配慮者等の支援対策</b>  <b>第2 被災した要配慮者への支援活動</b>  <b>1 避難誘導等</b></p> <p>(1) <u>避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。</u></p> <p>(2) <u>避難経路は、できる限り危険な橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。</u></p> <p>(3) <u>要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。</u></p>	

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第3編 地震災害応急対策】

3-93	<p><b>2 避難所到着後の対応</b>  <u>(1) 要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。</u>  <u>(2) 避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。</u>  <u>(3) 必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。</u></p>	
3-93	<p><b>3 福祉機器等の確保</b>  <u>要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。</u></p>	
3-94	<p><b>6 食糧及び日常生活用品の供給</b>  <u>(1) 乳児・幼児・高齢者等で咀嚼・えん下が不自由なため、特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食糧の確保に努める。</u>  <u>(2) 代替食糧の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。</u>  <u>(3) 乳児のミルクやオムツなどの生活必需品を現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。</u>  <u>(4) 高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。</u></p>	<p><del>6</del> <b>食料及び日常生活用品の供給</b>  <u>(1) 乳児・幼児・高齢者等で咀嚼・えん下が不自由なため、特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。</u>  <u>(2) 代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。</u></p>
3-95	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第4節 要配慮者等の支援対策</b>  <b>第3 帰宅困難者支援</b>  <b>2 企業等の対応</b>  <u>(1) 企業等は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。</u>  <u>(2) 企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。</u>  <u>(3) 集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。</u></p>	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第4節 要配慮者等の支援対策</b>  <b>第3 帰宅困難者支援</b>  <b>2 企業等の対応</b>          企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。   <del>また、</del>集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。</p>
3-102	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第6節 建築物・住宅応急対策</b>  <b>第8 家屋の被害認定調査</b>  <u>町は、被災者支援策と関連する「り災証明書」の早期発効のため、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及びり災証明書の発行体制を確立し、実施する。</u></p>	
3-102	<p><b>1 情報の収集</b>  <u>建物等の被害状況を調査、情報収集し、建物等被害の予測を行う。</u></p>	
3-102	<p><b>2 調査体制の構築</b>  <u>県、他市町村及び建築士会等関係団体の協力を得て、調査員及び調査備品等を確保し、調査体制を構築する。</u></p>	
3-102	<p><b>3 調査方法</b>  <u>第1次調査として外観目視による調査を実施し、被災者から申請があった場合は第2次調査として外観目視及び内部立入による調査を実施する。</u>  <u>ただし、状況に応じ第1次調査を省略し、第2次調査を実施することができる。</u></p>	

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第3編 地震災害応急対策】

3-102	<p><b>4 再調査</b>  <b>(1) 再調査の実施</b>  <u>り災証明の判定結果に不服のあった家屋及び被害認定調査ができなかった家屋について、被災者の申出に基づいて再調査を実施する。</u>  <b>(2) 再調査の申出期間</b>  <u>再調査の申出期間は、災害の発生からおおむね3か月の期間とする。</u></p>	
3-111	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第10節 廃棄物の処理</b>  <b>第2 ごみ処理</b>          民生部医療衛生清掃班は、<u>斑鳩町災害廃棄物処理計画に基づき、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。</u></p>	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第10節 廃棄物の処理</b>  <b>第2 ごみ処理</b>          民生部医療衛生清掃班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。</p>
3-117	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第12節 自発的支援の受入れ</b>  <b>第1 ボランティアの受入れ</b>  <b>1 ボランティアの受入れ</b>  <b>(1) 災害ボランティアセンターの設置</b>  <u>町は、斑鳩町社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。</u></p>	<p><b>第2章 応急復旧期の活動</b>  <b>第12節 自発的支援の受入れ</b>  <b>第1 ボランティアの受入れ</b>  <b>1 ボランティアの受入れ</b></p>



斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第4編 地震災害復旧・復興対策】

素案頁	修正後	修正前
4-3	<p><b>第4編 地震災害復旧・復興対策</b>  <b>第1章 生活の安定</b>  <b>第2節 リ災証明の発行</b>  <b>第1 被災者台帳の作成</b>            (1) 総務部調査班は、家屋課税台帳及び住民基本台帳等から全世帯について、被災者台帳を作成する。            (2) 総務部調査班は、建築物の被災認定調査の結果に基づき、必要事項を登録する。</p>	<p><b>第4編 地震災害復旧・復興対策</b>  <b>第1章 生活の安定</b>  <b>第2節 リ災証明の発行</b>  <b>第1 被災者台帳の作成</b>            (1) 総務部調査班は、家屋課税台帳及び住民基本台帳等から全世帯について、被災者台帳を作成する。            (2) 総務部調査班は、建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。</p>
4-8	<p><b>第1章 生活の安定</b>  <b>第4節 被災者の生活確保</b>  <b>第4 住宅の確保</b>  <b>7 支援のための環境整備</b>  <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p>	<p><b>第1章 生活の安定</b>  <b>第4節 被災者の生活確保</b>  <b>第4 住宅の確保</b></p>
4-8	<p><b>8 町外避難者の帰町への支援</b>  <u>町外への避難者に対し、ホームページ等により被災後の現状や復旧・復興状況などの情報を提供するとともに、関係団体と連携するなど帰町に向けた取組を検討する。</u></p>	
4-12	<p><b>第2章 復旧・復興の基本方針</b>  <b>第2節 災害復旧・復興計画の策定</b>  <b>第2 事前の復旧・復興計画対策</b>            復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、町は復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。  <u>その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。</u></p>	<p><b>第2章 復旧・復興の基本方針</b>  <b>第2節 災害復旧・復興計画の策定</b>  <b>第2 事前の復旧・復興計画対策</b>            復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、町は復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。</p>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第5編 南海トラフ地震に関する防災対策推進計画】

素案頁	修正後	修正前
5-6	<p>第5編 南海トラフ地震に関する防災対策推進計画                      第3章 地震発生時の応急対策等                      第3節 他機関に対する支援・応援要請</p> <p>(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに                      関し、締結している応援協定は次のとおりである。</p> <p>カ <u>伊賀市・斑鳩町災害相互応援協定（三重県伊賀市）</u>                      ツ <u>災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協                      力に関する協定（奈良トヨペット（株）、ネットヨタ奈良（株））</u></p>	<p>第5編 南海トラフ地震に関する防災対策推進計画                      第3章 地震発生時の応急対策等                      第3節 他機関に対する支援・応援要請</p> <p>(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに                      関し、締結している応援協定は次のとおりである。</p>

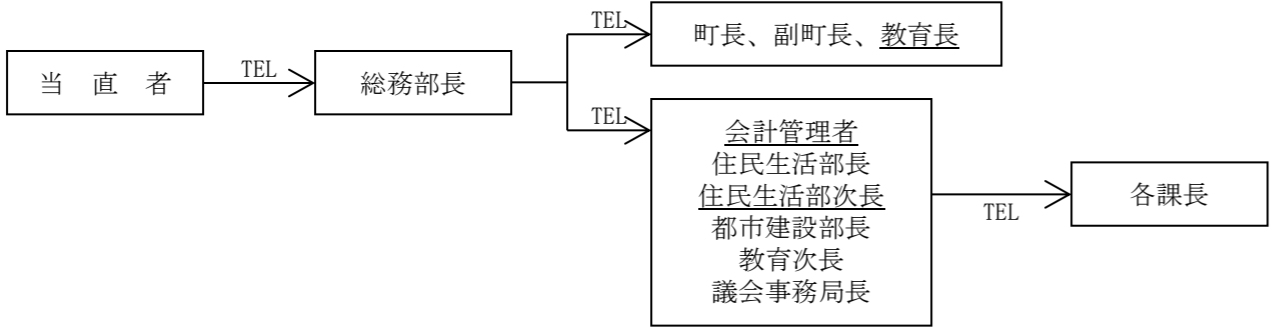
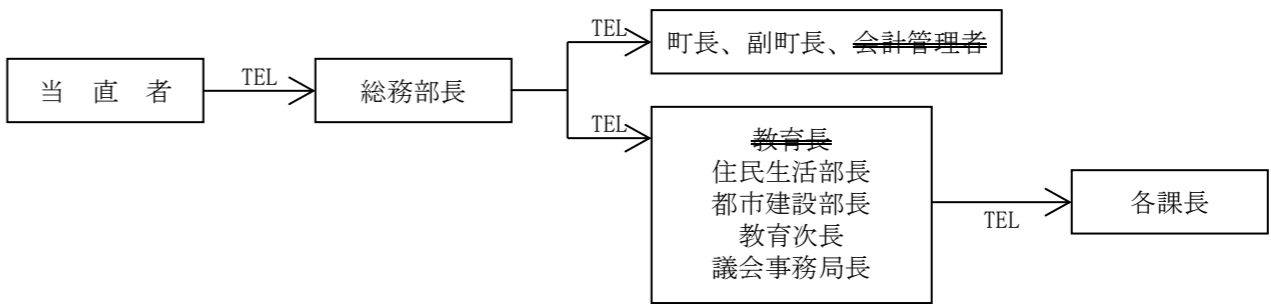
斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第6編 風水害応急対策】

素案頁	修正後	修正前										
6-1	<p>第6編 風水害応急対策            第1章 災害警戒期の活動            第1節 気象予警報等の収集・伝達            第1 情報の収集            1 気象予警報等の種類            (1) 気象、地象、水象            奈良地方気象台は、気象業務法に基づき注意報、警報、<u>特別警報</u>等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。            (略)            ウ <u>特別警報</u>  <u>気象現象等によって県域に警報の発表基準をはるかに超える重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関に最大級の警戒を喚起するために発表されるもの。</u></p>	<p>第6編 風水害応急対策            第1章 災害警戒期の活動            第1節 気象予警報等の収集・伝達            第1 情報の収集            1 気象予警報等の種類            (1) 気象、地象、水象            奈良地方気象台は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。            (略)</p>										
6-2	<p>(2) 気象警報等の発表基準            ア 警報・注意報の種類及び発表基準            ※最新の基準に修正</p>											
6-2	<p>第1章 災害警戒期の活動            第1節 気象予警報等の収集・伝達            第2 情報の収集            1 気象予警報等の種類            (2) 気象予警報等の発表基準            ア 警報・注意違法の種類及び発表基準 (令和4年11月24日現在)            警報 大雨 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 <u>124</u>            注意報 大雨 土壌雨量指数基準 <u>101</u></p>	<p>第1章 災害警戒期の活動            第1節 気象予警報等の収集・伝達            第2 情報の収集            1 気象予警報等の種類            (2) 気象予警報等の発表基準            ア 警報・注意違法の種類及び発表基準 (令和3年6月8日現在)            警報 大雨 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 <del>124</del>            注意報 大雨 土壌雨量指数基準 <del>103</del></p>										
6-3	<p>イ 特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="359 1308 1451 1675"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 1308 644 1360">種類</th> <th data-bbox="644 1308 1451 1360">発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 1360 644 1444">大雨特別警報</td> <td data-bbox="644 1360 1451 1444">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1444 644 1539">暴風特別警報</td> <td data-bbox="644 1444 1451 1539">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1539 644 1623">暴風雪特別警報</td> <td data-bbox="644 1539 1451 1623">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1623 644 1675">大雪特別警報</td> <td data-bbox="644 1623 1451 1675">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表の基準	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
種類	発表の基準											
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合											
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合											
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合											
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合											

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第6編 風水害応急対策】

素案頁	修正後	修正前																																													
6-5	<p>(6) 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報とは、土砂災害による被害の防止、軽減のため、大雨によって土砂災害発生のおそれが高まったときに、奈良県と奈良地方気象台が連携して発表する防災情報である。 <u>土砂災害の前兆現象、土砂移動現象が発見された場合に危険区域内の住民全員が避難をすべき時期とされる（危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当）。</u> 発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。</p>	<p>(6) 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報とは、土砂災害による被害の防止、軽減のため、大雨によって土砂災害発生のおそれが高まったときに、<del>町長が、避難勧告指示等を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう、</del>奈良県と奈良地方気象台が連携して発表する防災情報である。  発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。</p>																																													
6-6	<p><b>4 警戒レベルと住民がとるべき行動</b> (1) 警戒レベルの目的等 <u>住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応が明確化された。</u> <u>「警戒レベル3」高齢者等避難、「警戒レベル4」全員避難とし、避難のタイミングを明確化するとともに、命を守る行動のために極めて困難な災害が実際に発生しているとの情報を、「警戒レベル5」緊急安全確保と位置付けられた。</u></p>																																														
6-6	<p>(2) 避難のタイミングの明確化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">住民がとるべき行動</th> <th>住民に行動を促す情報</th> <th colspan="2">住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th> <th rowspan="2">土砂災害に関する情報</th> </tr> <tr> <th>避難指示等</th> <th>洪水に関する情報</th> <th></th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>水位情報が ある場合</th> <th>水位情報が ない場合</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td> <td>・緊急安全確保 ※必ず発令されるものではない</td> <td>・氾濫発生情報</td> <td>・大雨特別警報 (浸水害)</td> <td>・大雨特別警報(土砂災害)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</td> <td>・避難指示</td> <td>・氾濫危険情報</td> <td>・洪水警報の危険度分布(非常に危険)</td> <td>・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。</td> <td>・高齢者等避難</td> <td>・氾濫警戒情報</td> <td>・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)</td> <td>・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警報)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>・避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td></td> <td>・氾濫注意情報</td> <td>・洪水警報の危険度分布(注意)</td> <td>・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>・災害への心構えを高める。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		土砂災害に関する情報	避難指示等	洪水に関する情報					水位情報が ある場合	水位情報が ない場合		5	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保 ※必ず発令されるものではない	・氾濫発生情報	・大雨特別警報 (浸水害)	・大雨特別警報(土砂災害)	4	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	・氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)	3	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警報)	2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。		・氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	1	・災害への心構えを高める。					
警戒レベル	住民がとるべき行動			住民に行動を促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			土砂災害に関する情報																																							
		避難指示等	洪水に関する情報																																												
			水位情報が ある場合	水位情報が ない場合																																											
5	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保 ※必ず発令されるものではない	・氾濫発生情報	・大雨特別警報 (浸水害)	・大雨特別警報(土砂災害)																																										
4	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	・氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)																																										
3	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警報)																																										
2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。		・氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)																																										
1	・災害への心構えを高める。																																														

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第6編 風水害応急対策】

素案頁	修正後	修正前
6-7～ 6-9	<p>第1章 災害警戒期の活動 第1節 気象予警報等の収集・伝達 第2 情報の伝達系統 1 気象予警報等の伝達経路 【気象予警報等の関係機関への伝達系統】 ※県計画に準じて修正</p>	<p>第1章 災害警戒期の活動 第1節 気象予警報等の収集・伝達 第2 情報の伝達系統 1 気象予警報等の伝達経路 【気象予警報等の関係機関への伝達系統】</p>
6-9	<p>第1章 災害警戒期の活動 第1節 気象予警報等の収集・伝達 第2 情報の伝達系統 2 庁内の伝達系統 (2) 勤務時間外における伝達系統 イ 警報の場合</p> 	<p>第1章 災害警戒期の活動 第1節 気象予警報等の収集・伝達 第2 情報の伝達系統 2 庁内の伝達系統 (2) 勤務時間外における伝達系統 イ 警報の場合</p> 
6-16	<p>第1章 災害警戒期の活動 第2節 組織体制 第4 災害対策本部の設置 【災害対策本部組織図】 部会 本部長（町長） 副本部長（副町長） 副本部長（教育長）  総務部長 住民生活部長 住民生活部次長 都市建設部長 会計管理者 教育次長 消防団長</p>	<p>第1章 災害警戒期の活動 第2節 組織体制 第4 災害対策本部の設置 【災害対策本部組織図】 部会 本部長（町長） 副本部長（副町長） 副本部長（教育長） <del>教育長</del> 総務部長 住民生活部長 住民生活部次長 都市建設部長 会計管理者 教育次長 消防団長</p>
6-16	事業部 庶務班 都市創生課	事業部 庶務班 都市創生課 <del>上下水道課</del>

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第6編 風水害応急対策】

6-16～ 6-19	<p>第1章 災害警戒期の活動 第2節 組織体制 第4 災害対策本部の設置 【災害対策本部組織図】 【各部の事務分掌】 ※町の最新の組織機構に基づき修正</p>	<p>第1章 災害警戒期の活動 第2節 組織体制 第4 災害対策本部の設置 【災害対策本部組織図】 【各部の事務分掌】</p>																
6-17	<p>【事務分掌】 総務部 総務班 班 長：安全安心課長 副班長：総務課長 副班長：議会事務局長</p>	<p>【事務分掌】 総務部 総務班 班 長：<del>総務課長</del> 副班長：議会事務局長</p>																
6-29	<p>第1章 災害警戒期の活動 第5節 応急避難 第2 高齢者等避難の指示 2 高齢者等避難の周知の実施要領 避難の準備を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="332 753 1457 1094"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 及 び 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条 件</td> <td>・災害発生の可能性が予想される状況 ・要配慮者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始する段階</td> </tr> <tr> <td>伝達内容</td> <td>避難対象地域、発令者、危険予想地域、避難すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項</td> </tr> <tr> <td>伝達方法</td> <td>広報車による伝達、<u>県防災情報システム</u>、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、<u>SNS</u>、<u>災害情報共有システム（L-A L E R T）</u>、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条 件	・災害発生の可能性が予想される状況 ・要配慮者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始する段階	伝達内容	避難対象地域、発令者、危険予想地域、避難すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項	伝達方法	広報車による伝達、 <u>県防災情報システム</u> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、 <u>SNS</u> 、 <u>災害情報共有システム（L-A L E R T）</u> 、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。	<p>第1章 災害警戒期の活動 第5節 応急避難 第2 <del>避難準備・高齢者等避難開始の指示</del> 2 <del>避難準備・高齢者等避難開始の周知の実施要領</del> <del>避難の準備を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。</del></p> <table border="1" data-bbox="1567 753 2691 1094"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 及 び 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条 件</td> <td>・災害発生の可能性が予想される状況 ・要配慮者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始する段階</td> </tr> <tr> <td>伝達内容</td> <td><del>勧告者</del>、危険予想地域、<del>避難準備勧告</del>すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法</td> </tr> <tr> <td>伝達方法</td> <td>広報車による伝達、<u>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</u>、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条 件	・災害発生の可能性が予想される状況 ・要配慮者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始する段階	伝達内容	<del>勧告者</del> 、危険予想地域、 <del>避難準備勧告</del> すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法	伝達方法	広報車による伝達、 <u>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</u> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。
区 分	基 準 及 び 方 法																	
条 件	・災害発生の可能性が予想される状況 ・要配慮者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始する段階																	
伝達内容	避難対象地域、発令者、危険予想地域、避難すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項																	
伝達方法	広報車による伝達、 <u>県防災情報システム</u> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、 <u>SNS</u> 、 <u>災害情報共有システム（L-A L E R T）</u> 、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。																	
区 分	基 準 及 び 方 法																	
条 件	・災害発生の可能性が予想される状況 ・要配慮者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始する段階																	
伝達内容	<del>勧告者</del> 、危険予想地域、 <del>避難準備勧告</del> すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法																	
伝達方法	広報車による伝達、 <u>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</u> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。																	
6-30	<p>第1章 災害警戒期の活動 第5節 応急避難 第3 避難指示等 1 避難指示等の実施要領 災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、<u>避難指示等</u>を発令し、住民への周知を徹底する。 (1) <u>避難指示</u></p> <table border="1" data-bbox="332 1371 1457 1705"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 及 び 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条 件</td> <td>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> </tr> <tr> <td>伝 達 内 容</td> <td>避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、<u>その他必要事項</u></td> </tr> <tr> <td>伝 達 方 法</td> <td>広報車による伝達、<u>県防災情報システム</u>、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、<u>SNS</u>、<u>災害情報共有システム（L-A L E R T）</u>、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条 件	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、 <u>その他必要事項</u>	伝 達 方 法	広報車による伝達、 <u>県防災情報システム</u> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、 <u>SNS</u> 、 <u>災害情報共有システム（L-A L E R T）</u> 、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。	<p>第1章 災害警戒期の活動 第5節 応急避難 第3 <del>避難の勧告又は指示</del> 1 <del>避難の勧告又は避難指示（緊急）の実施要領</del> 災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、<del>避難の勧告及び避難指示（緊急）</del>を発令し、住民への周知を徹底する。 (1) <del>避難勧告</del></p> <table border="1" data-bbox="1567 1371 2691 1705"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 及 び 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条 件</td> <td>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> </tr> <tr> <td>伝 達 内 容</td> <td>避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項</td> </tr> <tr> <td>伝 達 方 法</td> <td>広報車による伝達、<u>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</u>その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条 件	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項	伝 達 方 法	広報車による伝達、 <u>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</u> その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。
区 分	基 準 及 び 方 法																	
条 件	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況																	
伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、 <u>その他必要事項</u>																	
伝 達 方 法	広報車による伝達、 <u>県防災情報システム</u> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、 <u>SNS</u> 、 <u>災害情報共有システム（L-A L E R T）</u> 、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。																	
区 分	基 準 及 び 方 法																	
条 件	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況																	
伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項																	
伝 達 方 法	広報車による伝達、 <u>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</u> その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。																	

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第6編 風水害応急対策】

6-30	<p>(2) 緊急安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 及 び 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条 件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・堤防の隣接地、斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・人的被害が発生した状況</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>伝 達 内 容</td> <td>避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項</td> </tr> <tr> <td>伝 達 方 法</td> <td>テレビ放送、ラジオ放送、<u>県防災情報システム</u>、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、FAX、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）、<u>SNS</u>、<u>災害情報共有システム（L-A L E R T）</u>等を併用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・堤防の隣接地、斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・人的被害が発生した状況</li> </ul>	伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項	伝 達 方 法	テレビ放送、ラジオ放送、 <u>県防災情報システム</u> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、FAX、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）、 <u>SNS</u> 、 <u>災害情報共有システム（L-A L E R T）</u> 等を併用する。	<p>(2) <del>避難指示（緊急）</del></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 及 び 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条 件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・堤防の隣接地、斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・人的被害が発生した状況</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>伝 達 内 容</td> <td>避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項</td> </tr> <tr> <td>伝 達 方 法</td> <td>テレビ放送、ラジオ放送、<del>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</del>、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、FAX、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・堤防の隣接地、斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・人的被害が発生した状況</li> </ul>	伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項	伝 達 方 法	テレビ放送、ラジオ放送、 <del>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</del> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、FAX、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。
区 分	基 準 及 び 方 法																	
条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・堤防の隣接地、斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・人的被害が発生した状況</li> </ul>																	
伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項																	
伝 達 方 法	テレビ放送、ラジオ放送、 <u>県防災情報システム</u> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、FAX、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）、 <u>SNS</u> 、 <u>災害情報共有システム（L-A L E R T）</u> 等を併用する。																	
区 分	基 準 及 び 方 法																	
条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・堤防の隣接地、斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>・人的被害が発生した状況</li> </ul>																	
伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項																	
伝 達 方 法	テレビ放送、ラジオ放送、 <del>奈良県防災行政通信ネットワークシステム</del> 、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、FAX、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。																	
6-37	<p>第1章 災害警戒期の活動 第5節 応急避難 第6 避難所の開設等 (略)</p> <p>(4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p>	<p>第1章 災害警戒期の活動 第5節 応急避難 第6 避難所の開設等 (略)</p>																
6-38	<p>第2章 災害発生後の活動 第1節 情報の収集・伝達 第2 情報の収集・伝達系統</p> <p>1 情報の収集・伝達手段</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>(2) 有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ、<u>緊急速報メール</u>、<u>防災情報メール</u>、<u>インターネット</u>、<u>SNS</u>等の通信手段</p> <p>(3) バイク、自転車を用いた伝令</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第1節 情報の収集・伝達 第2 情報の収集・伝達系統</p> <p>1 情報の収集・伝達手段</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>(2) 有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段</p> <p>(3) バイク、自転車を用いた伝令</p>																

斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第6編 風水害応急対策】

<p>6-46～ 6-47</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第1節 情報の収集・伝達 第6 県及び国への報告</p> <p>2 報告基準 ア 即報基準 (一般基準) (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。 (イ) 町が災害対策本部を設置したもの。 (ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので1の府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。 <u>(エ) 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの。</u> <u>(オ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</u> <u>(カ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</u> <u>(キ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</u> <u>(ク) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</u> <u>(ケ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。</u> <u>(コ) 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</u></p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第1節 情報の収集・伝達 第6 県及び国への報告</p> <p>2 報告基準 ア 即報基準 (一般基準) (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。 (イ) 町が災害対策本部を設置したもの。 (ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので1の府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。 <del>(エ) 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。</del> <del>(オ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。</del> <del>(カ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)から(オ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。</del> <del>(キ) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。</del></p>
-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



斑鳩町地域防災計画 新旧対照表【第7編その他災害応急対策】

修正なし

「第4編 地震災害復旧・復興対策」の準用